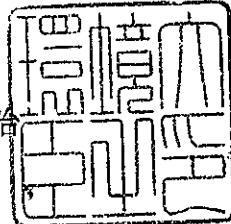


諮詢 第 487 号
環自計発第 1805232 号
平成 30 年 5 月 23 日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣 中川 雅治



海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について（諮詢）

下記の理由により、海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めます。

（諮詢理由）

沖合域の海洋保護区の設定が進んでおらず、沖合域の生物多様性の保全に係る具体的な施策は一部を除き講じられていないことを踏まえ、我が国として愛知目標を確実に達成するとともに、資源開発、漁業等の利用において適切な資源管理と環境配慮を行っていくために、自然環境保全法による海洋保護区の設定を基礎として、今後、海洋保護区の設置を通じた沖合域の生物多様性の保全の強化を図る必要がある。

また、2010年（平成22年）4月に施行された自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）附則第9条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自然公園法及び新自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新自然公園法及び新自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

このため、自然環境保全法の施行状況の検討に合わせて、海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めるものである。